

一般社団法人 熊本県コンクリート診断士会

定 款

一般社団法人 熊本県コンクリート診断士会 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人 熊本県コンクリート診断士会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を熊本市北区改寄町 2141 番地 1 に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、コンクリート構造物の調査・診断・維持及び補修・補強技術等に関する技術を通じてコンクリート構造物の健全性評価並びに耐久性向上、予防保全技術の周知や普及活動を図るとともに、その人材育成に関する事業活動を行い、科学技術の振興、普及に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業・業務を行う。

1. コンクリート診断士有資格取得支援に関する指導、教育・研修の開催に関する事業
2. コンクリート構造物の調査、設計、施工技術等の修得および耐久性向上策や補修・補強技術、予防保全技術等の修得等に関する第三者的な事業
3. コンクリート構造物等品質・施工技術向上対策等に関係する専門技術者、学識経験者の派遣、相談等に関する事業
4. コンクリート構造物構築における助言・指導並びに管理等に関する技術指導等に関する第三者的な事業
5. コンクリート構造物の健全性評価等に関するデータの収集整理と指針等の作成に関する事業
6. 当法人に関する各種手引書、書籍、機関誌等の作成と発行・販売および広報活動に関する事業
7. 学会等の関係研究機関及びその他関係団体への協力参加事業
8. その他、前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、当法人の目的・事業に賛同する個人又は団体であつて、下記の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成し、以下の2種の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

1. 正会員・・・この法人の目的に賛同し、別に定める会費負担に同意し入会した個人
2. 賛助会員・・・この法人の事業を賛助するため入会した法人

2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第6条 社員は、社員総会において別途に定める会費を納入しなければならない。

(社員の退社)

第7条 社員は、別に定めるところにより、届け出ることにより、任意に退会することができる。

(社員の除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

1. 本定款その他の規則に違反したとき。
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第9条 前2条のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 会費の納入が1か年分以上されなかったとき。
2. 総社員が同意したとき。
3. 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 社員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第4章 社員総会

(総会の種別)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(総会の構成)

第12条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(総会の権能)

第13条 社員総会は、以下の事項について議決する。

1. 定款の変更
2. 解散および残余財産の処分
3. 事業報告および収支決算
4. 理事および監事の選任又は解任
5. 理事および監事の職務及び報酬の額
6. 会員の除名
7. その他会員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年度1回事業年度終了後3か月以内に開催する。
2 臨時社員総会は、必要があるときに随時召集する。

(招 集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が召集する。
2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項および召集の理由を示して、社員総会の召集を請求することができる。

(招集通知)

第16条 社員総会の招集通知は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、社員に対し、会日の1週間前までに発する。

(議 長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が出席できない場合は、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(総会の決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
1. 社員の除名
2. 定款の変更
3. 解散
4. その他法令で定めた事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。

(議決権の数)

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上を置く
2. 理事のうち1名以上を代表理事とする。
3. 監事 2名以内を置く。

(役員を選任)

第23条 理事および監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会

の終結の時までとする。

4 理事および監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第 28 条 理事および監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事および理事の選定および解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第 31 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第7章 基金

(基金の抛出等)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従って行い、基金の返還を行う場所、その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、年1期とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び収支決算)

第38条 当法人の事業報告および収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を得て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 1.事業報告書
- 2.貸借対照表
- 3 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び会員名簿を主たる事務所および従たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第39条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解 散）

第40条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

（公 告）

第42条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

2 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 勇 秀忠 椎葉 晃吉 林 吉厚 柳瀬 耕次郎

宮村 澄孝 深井 昭二 益田 耕輔

設立時代表理事 勇 秀忠

設立時監事 橋口 聖一

3 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

	住 所	氏 名
一	熊本市北区植木町滴水 1025 番地 5 サンライフ 2・101 号	勇 秀忠
二	熊本市東区长嶺東 9 丁目 7 番 3 号	椎葉 晃吉
三	熊本県菊池郡菊陽町杉並台 2 丁目 1 番 1 5 号	宮村 澄孝
四	熊本市北区山室 1 丁目 3 番 3 号	深井 昭二
五	熊本県人吉市宝来町 12 番地 10 人吉老番館 1008	柳瀬 耕次郎
六	熊本市北区龍田 3 丁目 10 番 33 号	益田 耕輔
七	熊本市北区植木町広住 376 番地 12	林 吉厚
八	熊本県八代市大手町 2 丁目 14 番 39 号	橋口 聖一

以上、一般社団法人熊本県コンクリート診断士会を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 29 年 月 日

設立時社員 勇 秀忠 印

設立時社員 椎葉 晃吉 印

設立時社員 宮村 澄孝 印

設立時社員 深井 昭二 印

設立時社員 柳瀬 耕次郎 印

設立時社員 益田 耕輔 印

設立時社員 林 吉厚 印

設立時社員 橋口 聖一 印